

介護福祉の職場で就労を目指す学生さんを応援します！！

介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度



この制度は、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

養成施設を卒業後、資格を取得し、岩手県内で引き続き5年間※1 介護等の業務に従事すると、貸付金の返還が全額免除になる制度です！

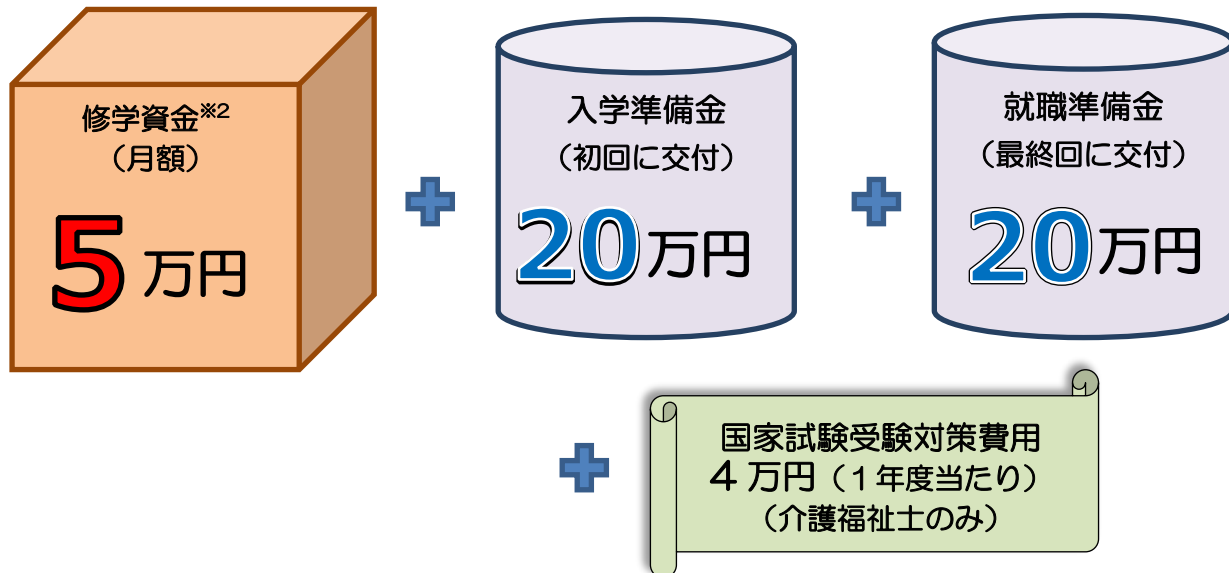
■貸付けは無利子です！

介護福祉士又は社会福祉士として

■5年間※1 働くと全額返還免除！



● 貸付内容



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話019-601-7022

※1 過疎地の場合は3年間となります。

※2 高等教育修学支援新制度を併用する場合は、授業料等の減免後もなお自己負担が生じる場合に限り、自己負担額の範囲において貸付けを利用できます。

介護福祉士修学資金貸付制度の概要

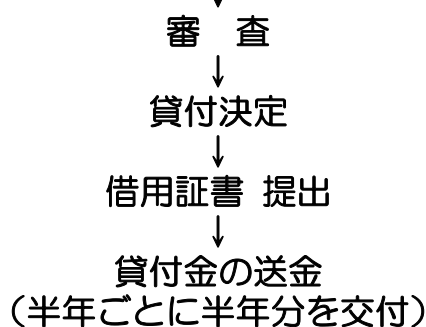
貸付額

貸付額は次のとおりです。修学資金は養成施設の授業料、実習費・教材費のほか、参考図書、学用品、交通費等の費用も対象となります。

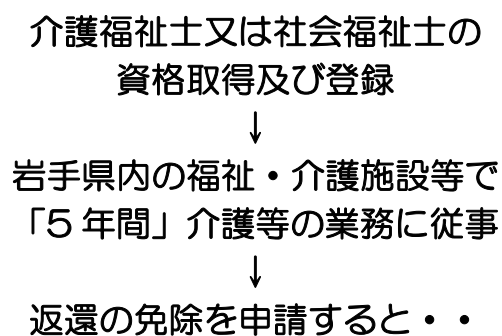
修学資金	月額50,000 円以内
入学準備金	200,000 円以内（初回の修学資金に加算）
就職準備金	200,000 円以内（最終回の修学資金に加算）
国家試験受験対策費用	1 年度当たり 40,000 円以内（初回の修学資金に加算）

●貸付決定までの流れ●

- ・高校在学中
- ・養成施設在学中に申請



●返還免除までの流れ●



**返還が全額
免除になります！**

返還猶予

国家資格（介護福祉士又は社会福祉士）を取得及び資格登録し、卒業後岩手県内の福祉・介護施設等で、介護福祉士等として、介護等の業務に従事している期間は「返還猶予の期間」となります。

返還免除

岩手県内の福祉・介護施設等で、介護福祉士等として、介護等の業務に引き続き5年間（過疎地の場合3年間）従事すると、貸付金が「全額返還免除」となります。

返還しなければ ならないとき…

介護等の業務以外の仕事に従事した場合や、岩手県外で就職した場合は、貸付金を「返還」しなければなりません。